

松江市障がい福祉計画

(第4期計画)

【平成27年度～平成29年度】

平成27年3月

(松江市障がい福祉計画 第1期計画 平成19年3月)

(松江市障がい福祉計画 第2期計画 平成21年3月)

(松江市障がい福祉計画 第3期計画 平成24年3月)

松 江 市

= 目 次 =

◆第3編 松江市障がい福祉計画◆

I. 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	16
2. 背景(国、県の動向等)	16
3. 計画の位置づけ	17
4. 計画の期間	18
5. 策定体制	18

II. 松江市の障がいのある方を取り巻く現状

1. 障がいのある方の現況	19
(1) 人口・世帯	
(2) 各手帳所持者数の推移	
(3) 難病患者数	
(4) 特別支援学校等の状況	
(5) サポートステーション「絆」の相談件数	
(6) 障がいのある方の虐待の状況	
(7) 松江市発達・教育相談支援センター「エスコ」相談件数の推移	
2. 障がい者総合支援法等に基づくサービス体系	29
3. 第3期障がい福祉計画の評価・課題	35
(1) 自立支援給付	
(2) 地域生活支援事業	
(3) 福祉から一般就労への移行促進	
4. 障がいのある子どもへのサービス	43
(1) 児童通所サービス	
5. 優先調達の推進	44

III. 障がいのある方や子どもの支援事業

(松江市障がい者総合支援協議会の取組み)

1. 障がいのある子どもの支援体制の充実(こども部会)	45
(1) 就学前の障がいのある子どもの支援	
(2) 障がいのある中学生の支援	
(3) 放課後等の支援	
(4) 社会体験(働く体験)事業等の充実	

2. 相談支援体制と障がい福祉サービスの充実 （相談・サービス部会）	46
（1）サービス等利用計画の策定推進	
（2）障がい福祉サービスの充実、適正化	
（3）相談支援体制の充実	
（4）障がい福祉と介護保険サービスの併用	
3. 生活支援の充実（くらし部会）	47
（1）生活の場の確保（居住サポート）	
（2）災害時の支援	
（3）権利擁護の推進	
（4）難病患者等の支援	
4. 就労支援体制の充実（働く部会）	48
（1）就労支援	
（2）企業への支援	
（3）多様な働く場の確保に向けて	

Ⅳ. 障がい福祉サービスの見込みと方向性

1. 国の基本指針	50
（1）基本指針の改正	
（2）基本指針の内容	
2. 成果目標等に関する基本的考え方	52
（1）国で数値基準を定める成果目標	
（2）国で数値基準の定めのない成果目標	
3. 具体的な目標	53
（1）自立支援給付	
（2）障がい児通所支援給付	
（3）地域生活支援事業	

Ⅴ. 計画の推進

1. 計画の進行管理	64
資料編	65

【「障がい」の表記について】

「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」の理念に基づき、「心のバリアフリー」を推進するため「害」という漢字のマイナスの印象を考慮し、障がいのある方の人権をより尊重する観点から「障害」を「障がい」とひらがな表記にすることにします。

Ⅰ. 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 23 年度に「第 3 期松江市障がい福祉計画」（以下「第 3 期計画」という。）を策定し、「障がい者基本法」の目的に鑑み、全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを基本理念に、各種施策を推進してきました。

この間、利用者負担の見直し（応能負担^{1*}を原則）をはじめ、計画相談支援の対象者拡大等相談支援の強化や障がい児支援の強化等の国の制度改正が頻繁に行われ、平成 25 年 4 月からは、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」（以下「障がい者総合支援法」という。）が施行され、地域社会における共生社会の実現に向け、障がい福祉サービスの充実等 計画的な整備を図ることとされました。

「第 4 期松江市障がい福祉計画」（以下「第 4 期計画」という。）【平成 27 年度～29 年度】は、この障がい者総合支援法の理念を実現するため、「障がい者総合支援法」第 88 条に基づき、国の定める基本方針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号：平成 26 年 5 月 15 日改正）（以下「基本指針」という。）及び第 3 期計画の実績等を踏まえ策定するものです。

2 背景（国の動向等）

わが国の障がい福祉制度については、平成 15 年に措置制度から支援費制度へ、平成 18 年からは、障がい者自立支援法へと制度が変わりました。

また、障がいのある方の権利を保障する取組みについては、平成 19 年に「障がい者の権利に関する条約」への署名以降、「障がい者基本法」や「障がい者自立支援法」の改正（平成 23 年）、また「障がい者虐待防止法（平成 24 年 10 月）」や「障がい者総合支援法（平成 25 年 4 月）」「障がい者差別解消法（平成 25 年 6 月）」の成立等、国内法の整備を計画的に進めてきました。

そして、これらの法整備により国内の環境が整ったとして、平成 26 年 1 月に「障がい者権利条約の批准」という大きな節目を迎えました。今後、各法律に基づき、障がいのある方もない方もともに支えあう共生社会の実現に向け、社会参加や自立が一層推進していくものと期待されます。

市としましても、このような状況の中、当事者の方の意見を充分反映し、国の基本方針、先進自治体の状況等を踏まえ、平成 27 年度中に「障がい者差別解消条例（仮称）」を制定する予定としています。

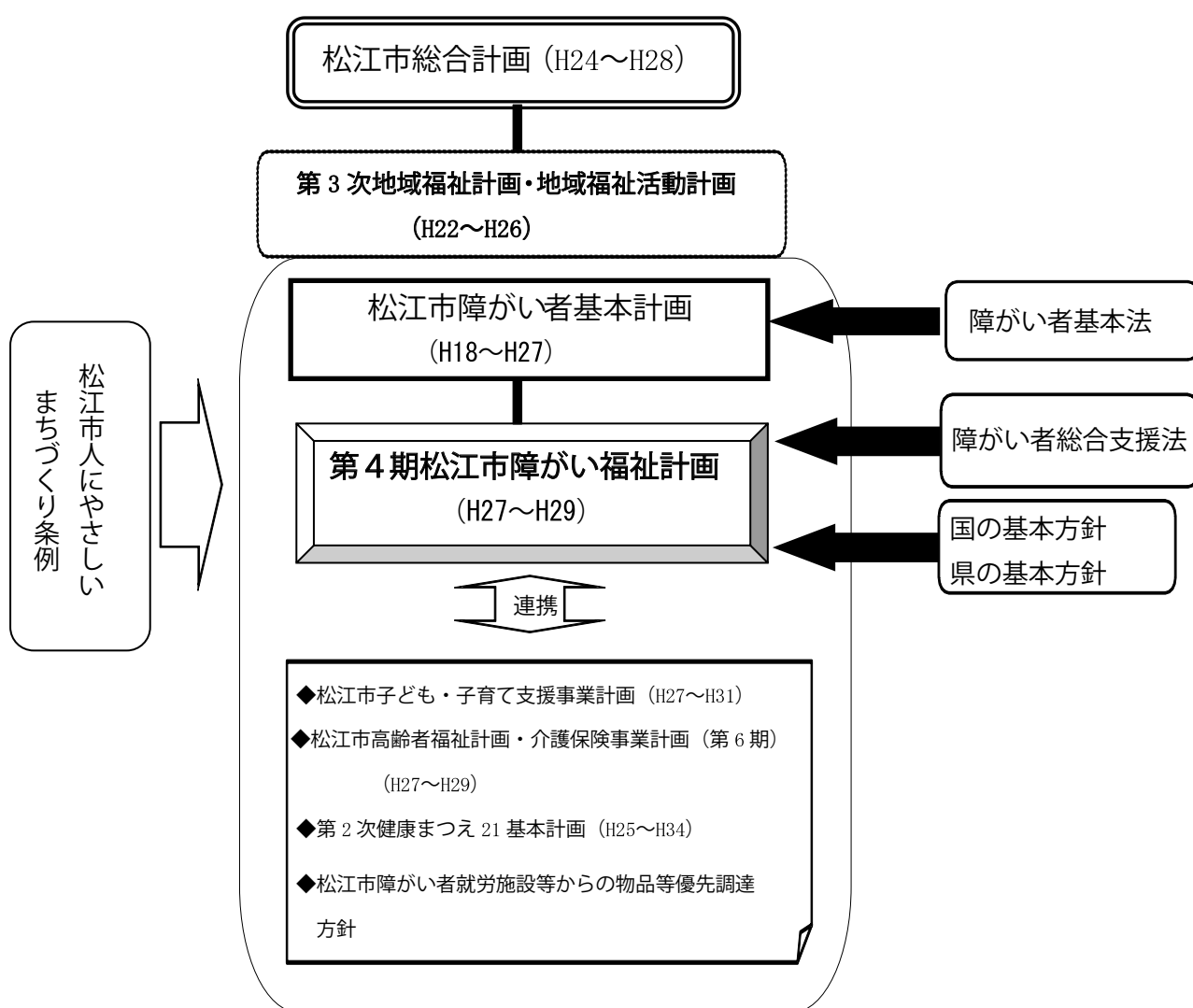
¹所得に応じて、障がいサービス料等の支払いをすること。

3 計画の位置づけ

本計画は、「障がい者総合支援法」第 88 条第 1 項に基づき、市町村が障がい福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針に即して策定を義務付けられている計画であります。

また、「松江市総合計画」及び「第 3 次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」「松江市障がい者基本計画」を上位計画とし、関連する各分野の計画と整合性を保ち策定します。

■図表 1 計画の位置づけ



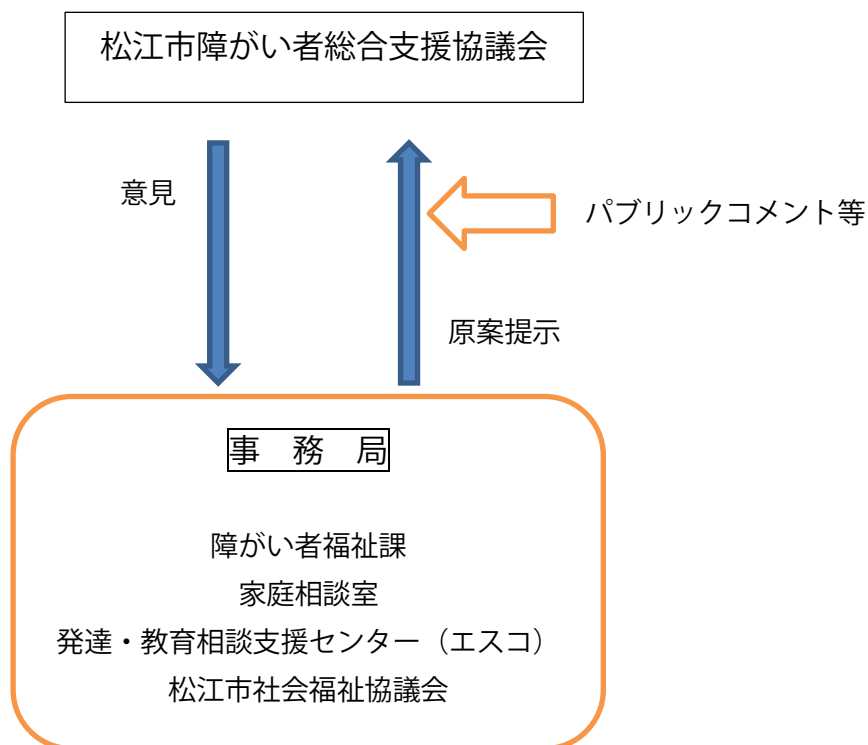
4 計画の期間

本計画は、3年間で1期として作成します。第4期計画は、平成29年度を目標達成年度とし、平成27年度から平成29年度までの3年間で計画期間として策定します。

5 策定体制

本計画は、障がい者総合支援法に基づき設置する松江市障がい者総合支援協議会^{2*}で内容の検討及び助言等をいただき、策定するものです。

■図表 2 策定体制



²松江市の障がい者施策の推進を図るため、障がい者総合支援法に基づき外部委員会として障がい者総合支援協議会を設置しています。専門部会として、こども部会、相談・サービス部会、くらし部会、働く部会の4部会を設置し、重点課題を検討して2年に1度市長に対し提言を行います。巻末参照

Ⅱ. 松江市の障がいのある方を取り巻く現状

1 障がいのある方の現況

(1) 人口・世帯

松江市の人口は減少傾向にあり、平成 21 年から平成 25 年までの 5 年間で約 1.0% 減少し、平成 25 年 3 月 31 日現在 205,120 人となっています。

一方で、世帯数は平成 21 年から平成 25 年までの 5 年間で 3.0% 増加しています。核家族化や高齢者の一人暮らし世帯、高齢者のみ世帯の進展が想定されます。

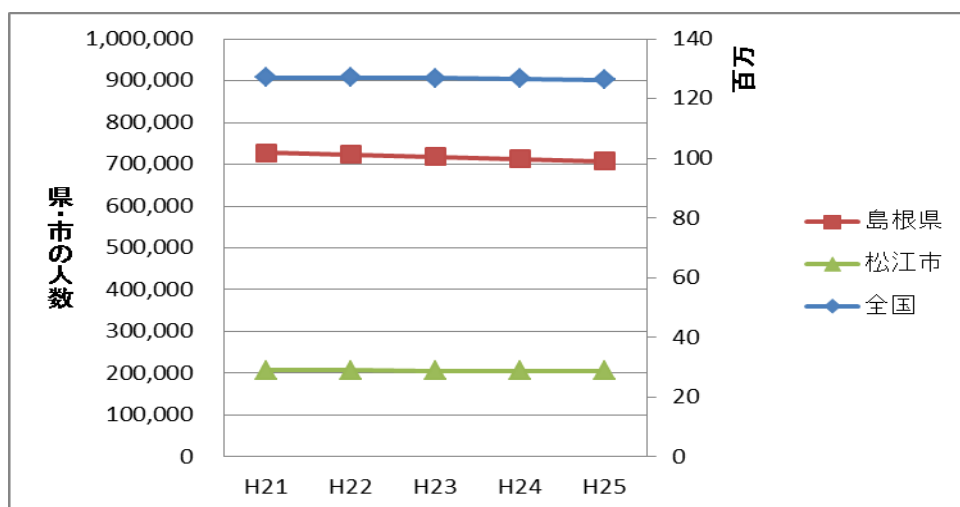
■図表 3 住民基本台帳人口の推移

(各年3月31日現在)

	全国	島根県	松江市
H21	127,076,183	727,793	207,148
H22	127,057,860	723,182	206,726
H23	126,923,410	718,218	206,231
H24	126,659,683	713,056	205,823
H25	126,393,679	707,878	205,120

(資料：住民基本台帳年報)

■図表 4 住民基本台帳人口の推移



■図表 5 住民基本台帳世帯数の推移

(各年3月31日現在)

	全国	島根県	松江市
H21	52,877,802	274,839	81,981
H22	53,362,801	276,298	82,737
H23	53,783,435	277,672	83,469
H24	54,171,475	278,913	84,157
H25	54,594,744	278,657	84,450

(資料：住民基本台帳年報)

(2) 各手帳所持者数の推移

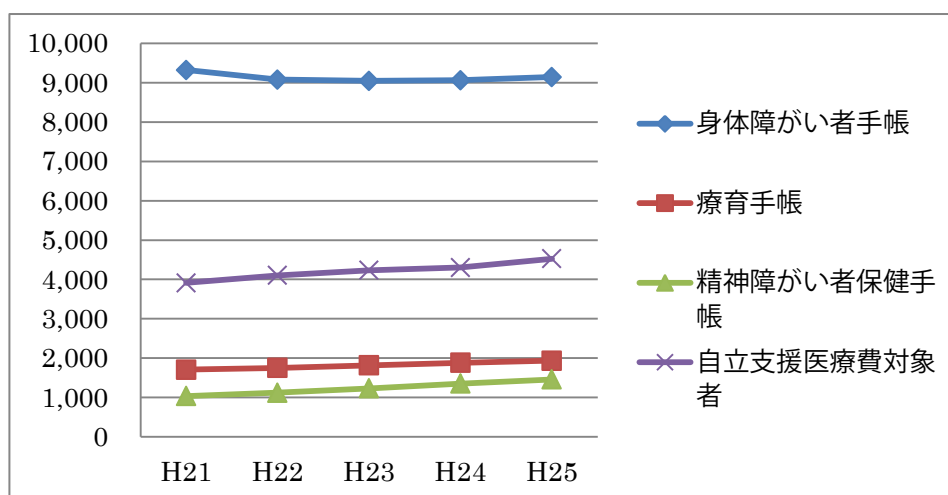
松江市の人口が平成 21 年度以降の 5 年間で減少しているにもかかわらず、各障がい手帳所持者数は、増加を続けています。

手帳の種別でみると、身体障がい者手帳³*所持者が最も多く、直近の平成 25 年度末時点で 9,142 人、続いて療育手帳⁴*所持者 1,936 人となっています。精神障がい者保健福祉手帳⁵*所持者は最も少なく 1,460 人です。また、精神の自立支援医療費の受給者は 4,526 人であり、精神疾患の治療を行っている人の約 3 分の 1 が手帳を取得している状況です。

療育手帳所持者や精神障がい者保健福祉手帳所持者は、福祉制度が充実してきたことや手帳取得に対する抵抗感が薄れてきたこと、健診や医学的診断が充実してきたこと等から、増加していると想定しています。

■図表 6 各手帳所持者数の推移

(単位 人)



(資料：島根県立心と体の相談センター 業務概要)

① 身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳所持者は、障がいの程度により違いがありますが、全体としては増加傾向にあります。手帳の等級別では、最重度の 1 級の方が最も多く、全体の約 3 分の 1 を占め、続いて 4 級の方が約 2 割で、この 2 つで全体の半数を超えています。

³身体に障がいのある方が、申請に基づき障がいの種類・等級に該当すると、認められた場合に県知事から交付される手帳です。障がいの程度に応じて 1 級から 6 級に区分されます。

⁴発達期（概ね 18 歳まで）に何らかの原因で知的な障がいが見られた方が、申請に基づき障がいの種類・等級に該当すると、認められた場合に県知事から交付される手帳です。障がいの程度に応じて A か B に区分されます。

⁵精神に障がいのある方が、申請に基づき障がいの種類・等級に該当すると、認められた場合に県知事から交付される手帳です。障がいの程度に応じて 1 級から 3 級に区分されます。

■図表 7 身体障がい者手帳所持者数(松江市)

(各年度3月31日現在)

		1級				2級				3級		
		18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上		18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上		18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上
H21	3,245	90	877	2,278	1,387	29	421	937	1,456	25	318	1,113
H22	3,132	91	898	2,143	1,318	27	427	864	1,435	24	330	1,081
H23	3,118	93	866	2,159	1,280	34	411	835	1,427	18	324	1,085
H24	3,097	94	824	2,179	1,266	33	409	824	1,448	20	314	1,114
H25	3,106	96	780	2,230	1,246	37	388	821	1,466	19	306	1,141

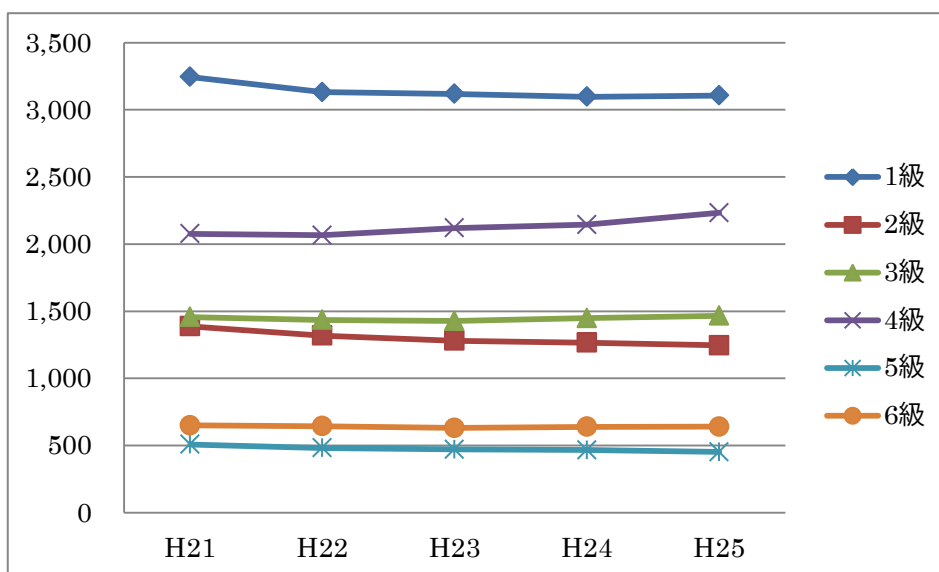
		4級				5級				6級		
		18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上		18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上		18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上
H21	2,076	12	450	1,614	508	2	161	345	650	9	155	486
H22	2,066	13	444	1,609	481	1	163	317	644	10	159	475
H23	2,119	12	429	1,678	471	1	153	317	630	14	149	467
H24	2,145	8	419	1,718	466	2	149	315	639	12	148	479
H25	2,233	13	427	1,793	451	1	141	309	640	8	137	495

		合計		
		18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上
H21	9,322	167	2,382	6,773
H22	9,076	166	2,421	6,489
H23	9,045	172	2,332	6,541
H24	9,061	169	2,263	6,629
H25	9,142	174	2,179	6,789

(資料：島根県立心と体の相談センター 業務概要)

■図表 8 身体障がい者手帳所持者数の推移

(単位 人)



(資料：島根県立心と体の相談センター 業務概要)

② 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者は、平成 21 年度からの 5 年間で 13.3%増加しています。特に療育手帳 B の人数は大きく増加し、全体の約 6 割を占めています。

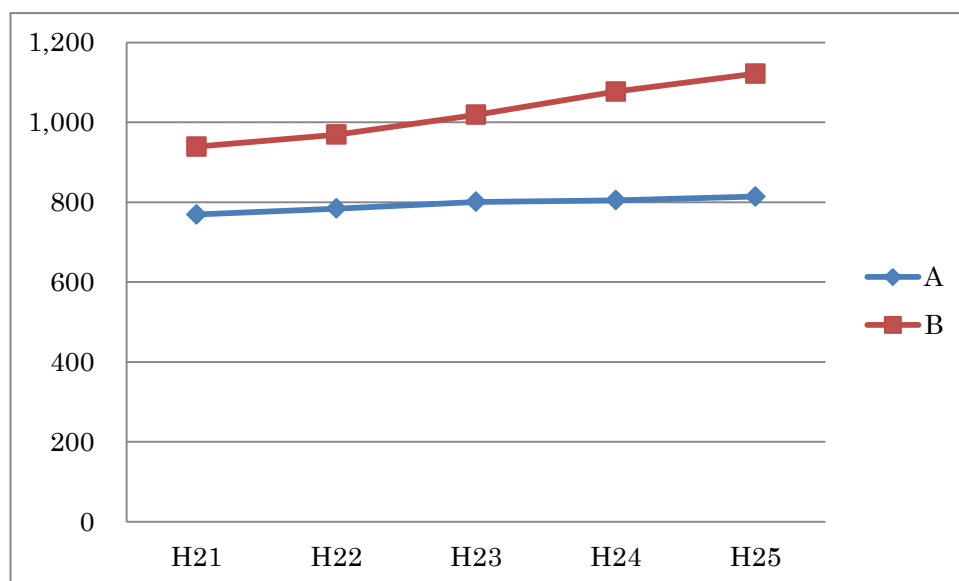
■図表 9 療育手帳所持者数(松江市)

(各年度3月31日現在)

	18歳未満			18歳以上65歳未満			65歳以上			合計
	A	B	計	A	B	計	A	B	計	
H21	144	175	319	503	692	1,195	122	72	194	1,708
H22	141	175	316	516	723	1,239	127	71	198	1,753
H23	147	190	337	523	754	1,277	131	75	206	1,820
H24	143	216	359	523	778	1,301	139	83	222	1,882
H25	143	228	371	524	798	1,322	147	96	243	1,936

■図表 10 療育手帳所持者数の推移

(単位 人)



(資料：島根県立心と体の相談センター 業務概要)

③ 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

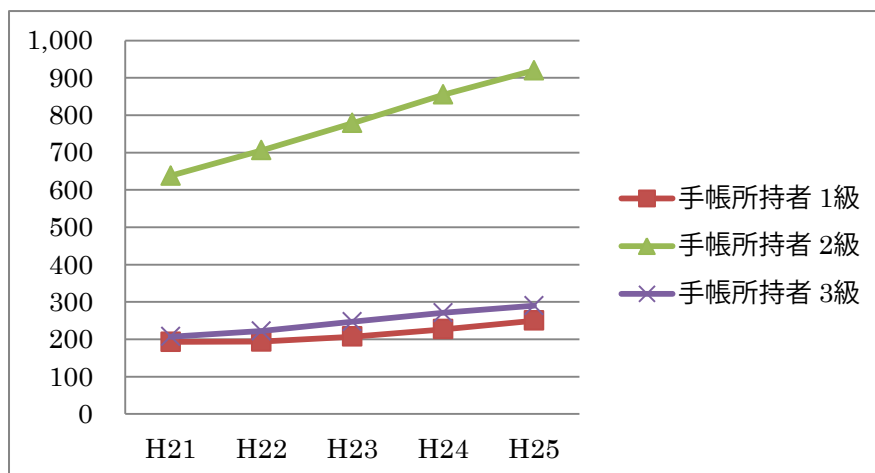
精神障がい者保健福祉手帳所持者は、この 5 年間では増加率 40.7%と 3 障がいの手帳所持者の中で最も高くなっています。等級別では、2 級の方が 6 割を超えて最も多く、続いて 3 級の方が約 2 割となっています。

また、自立支援医療費（精神）受給者についても、この 5 年間で、15.7%と高い伸び率となっています。

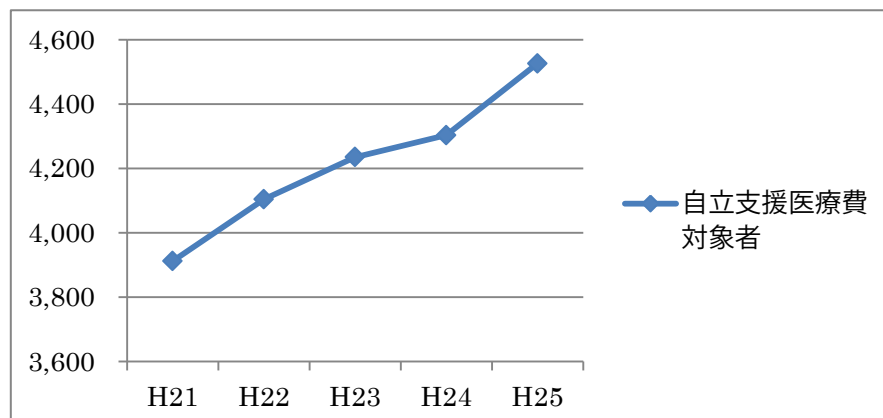
■図表 11 自立支援医療・精神障がい者保健手帳所持者数(松江市)

	自立支援医療費 対象者	手帳所持者			
		1級	2級	3級	合計
H21	3,912	193	638	207	1,038
H22	4,104	194	706	222	1,122
H23	4,235	207	779	247	1,233
H24	4,303	227	855	271	1,353
H25	4,526	250	920	290	1,460

■図表 12 精神障がい者福祉手帳所持者数の推移 (単位 人)



■図表 13 自立支援医療費対象者の推移 (単位 人)



(資料：島根県立心と体の相談センター 業務概要)

(3) 難病患者数

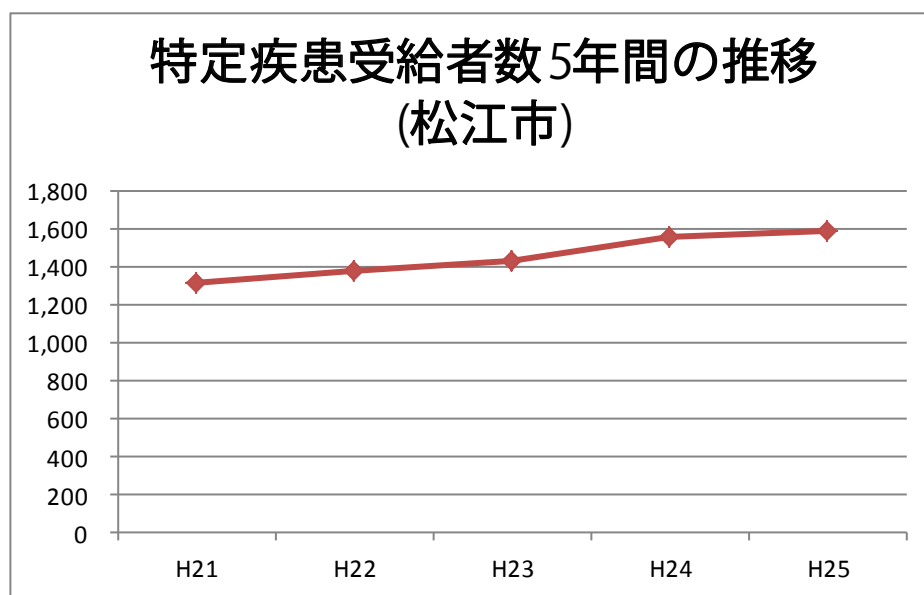
松江市の特定疾患治療研究事業^{6*}の対象 56 疾患の患者数は、平成 21 年度からの 5 年間で、20.4%増加し、1,583 人となっています。

この事業は、平成 27 年 1 月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく医療費助成制度となり、対象となる指定難病が約 300 疾病に拡大されることから、更に増加が見込まれます。

■図表 14 特定疾患受給者数の推移(松江市)

特定疾患受給者数5年間の推移(松江市)

	患者数
H21	1,315
H22	1,376
H23	1,428
H24	1,552
H25	1,583



(資料：松江保健所 医事・難病支援課調べ)

⁶ 「原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病」として調査研究を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的小さいため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたす恐れのある疾患を対象として、医療費を助成する制度です。平成 27 年 1 月 1 日から「難病の患者に対する医療等に関する法律の制度」になりました。

(4) 特別支援学校^{7*}等の状況

松江市の特別支援学校の卒業生は近年約 70 名前後で推移しています。その進路状況については、約半数が福祉サービスを利用し、次いで約 3 割が一般就労、約 1 割が進学という状況です。

この進路状況は、県全体の状況とほぼ同様の傾向が見られます。

■図表 15 特別支援学校 進路状況(高等部・専攻科卒業生)

		松江市内					島根県内				
区分		H21	H22	H23	H24	H25	H21	H22	H23	H24	H25
卒業生数（実人数）		71	74	70	79	69	156	163	174	193	166
進路先	進学	5	6	4	4	7	5	6	5	8	8
	職業訓練	1	1	2	0	3	6	4	3	3	5
	就労	19	27	15	27	20	47	52	52	62	46
	福祉サービス	38	37	45	39	33	88	91	107	102	97
	施設入所・入院	4	3	2	5	4	5	7	5	9	7
	その他（未定を含む）	4	0	2	4	1	5	3	2	9	3

（資料：島根県教育委員会 特別支援教育課調べ）

⁷障がい児等が、幼稚園・小学校・中学校・高校に準じた教育を受けると、生活上の困難を克服し自立が図れることを目的とした学校。松江市には、松江養護学校、松江清心養護学校、松江緑ヶ丘養護学校、盲学校、松江ろう学校があります。

(5) サポートステーション「絆」^{8*}の相談件数

サポートステーション絆は平成 23 年度に開設し、平成 25 年度は年間 7,569 件、月平均で約 630 件の相談を受けています。障がい種別では身体障がいに関する相談が 2,303 件で約 30%と最も多く、続いて、知的障がいに関する相談が 1,918 件で約 25%、複数の障がいの重複に関する相談も約 25%で、上位 3 つで全体の約 81%を占めています。

■図表 16 サポートステーション「絆」相談件数（障がい種別）

	身体			知的			精神		
		者	児		者	児		者	児
H23年度	1,993	1,867	126	1,387	1,211	176	859	850	9
H24年度	2,212	2,108	104	1,864	1,650	214	1,034	1,025	9
H25年度	2,303	2,261	42	1,918	1,650	268	807	800	7

	発達			重症心身			高次脳		
		者	児		者	児		者	児
H23年度	388	196	192	84	35	49	207	205	2
H24年度	201	73	128	55	21	34	241	237	4
H25年度	259	82	177	89	31	58	211	197	0

	重複			その他			合計		
		者	児		者	児		者	児
H23年度	1,204	1,150	54	116	111	5	6,238	5,625	613
H24年度	1,696	1,617	79	140	132	8	7,443	6,863	580
H25年度	1,882	1,743	151	102	95	7	7,569	6,859	710

（資料：サポートステーション「絆」）

(6) 障がいのある方の虐待の状況

① 精神障がい者等相談事業

不眠、アルコールなどの心の問題や生活に支障がある症状等がある方や家族からの相談を受け、医療や福祉サービス等の利用により在宅での生活が継続できるよう支援しています。相談件数については減少傾向にあります。

■図表 17 精神障がい者等相談事業

*H25 年度は 3 月末見込み

	精神相談実人員	相談延べ件数	訪問指導延べ件数	電話相談延べ件数
H23 年度	249	2,577	476	1,997
H24 年度	312	2,467	454	1,584
H25 年度	329	1,847	377	1,048

（資料：家庭相談室）

⁸障がいのある方や家族の方が安心して相談できる総合窓口です。松江市が委託している障がい者相談支援事業所の相談員が輪番制で相談を受けます。相談内容によって各種制度の窓口や関係機関へつなぎます。

② 障がい者虐待防止センター⁹*事業

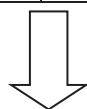
平成 24 年 10 月から施行された、「障がい者虐待防止法」に基づき、障がいのある方の人権を守るために、身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト¹⁰、性的虐待の早期発見に努め、当事者へ適切な支援と養護者への支援を行っています。

虐待の相談では、知的障がいの方に関するものが多く、虐待類型では身体的虐待や、心理的虐待の相談が多くなっています。虐待として受理した件数についても知的障がいの方が多く、虐待類型では身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待が多くなっています。

■図表 18 障がい者虐待相談状況

*H24 年度は 10 月～3 月分

養護者による虐待通報・相談	件数	障がい者種別				虐待類型				
		身体	知的	精神	不明	身体	心理	ネグレクト	経済	性的
H24 年度	33	4	13	9	10	15	13	6	10	1
H25 年度 (養護者)	15	2	8	6	0	3	6	2	6	0
H25 年度 (施設従事者)	7	6	2	3	0	5	10	0	0	0



虐待受理結果 (養護者)	件数	障がい者種別				虐待類型				
		身体	知的	精神	不明	身体	心理	ネグレクト	経済	性的
H24 年度	11	1	7	3	0	9	2	2	3	0
H25 年度	9	1	5	3	0	4	5	0	3	0

(資料：家庭相談室)

⁹障がい者の虐待に関する通報・相談窓口です。通報を受けると、各関係機関と連携を取りながら適切な支援を行います。支援は継続的に行われ、養護者への支援も行います。

¹⁰食事や入浴などの身の回りの世話や介助などをしないことや、病院や学校に行かせないなど、必要な支援や福祉サービスを受けさせないこと等をいいます。

(7) 松江市発達・教育相談支援センター「エスコ」¹¹*相談件数の推移

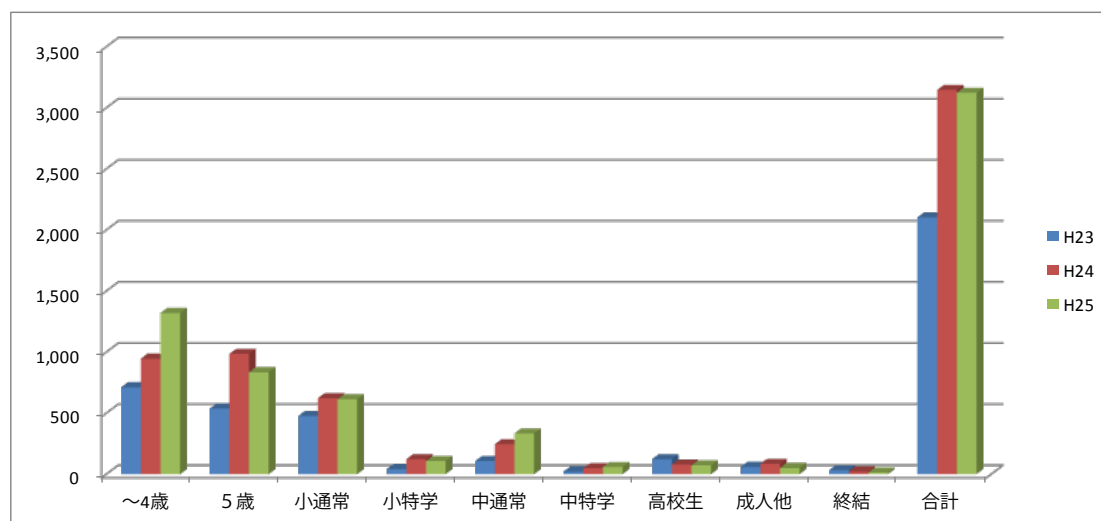
松江市発達・教育相談支援センター（以下、「エスコ」という。）が平成 23 年度に設置されて以降、就学前から青年期までの幅広い年代の方から相談を受けています。

特に 5 歳児までの相談は年々増加し、平成 23 年度の 1,247 件（相談全体の約 6 割）から、平成 25 年度では 2,153 件（相談全体の約 7 割）が就学前の児童に関するものです。続いて小学校通常学級在籍の児童の相談が多くなっています。

また、中学校通常学級の生徒からの相談は平成 23 年度の 106 件から、平成 25 年度には 332 件と相談件数が 3 倍に増えています。

■図表 19 エスコ相談件数の推移

	～4歳	5歳	小通常	小特学	中通常	中特学	高校生	成人他	終結	合計
H23	711	536	475	41	106	21	122	59	31	2,102
H24	945	984	621	121	244	48	78	83	21	3,145
H25	1,319	834	613	107	332	58	72	50	13	3,122



(資料：エスコ)

¹¹乳幼児期から小・中学校の学齢期において、発達の遅れ等の早期の気づきを促して保護者や本人に対し、集団生活や学習に適応できるように相談や支援を行ったり、高等学校や青年期の相談を行ったりする支援拠点です。

2 障がい者総合支援法等に基づくサービス体系

「障がい者総合支援法」に基づくサービスは、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」、地域の実情に応じて地方自治体が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別できます。

さらに「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、心身の障がいの状態の軽減を図るために必要な医療費の軽減を行う「自立支援医療」、身体機能の補完や代替をし、長期間継続して使用されるもの（義肢、装具、車いす等）である「補装具」の給付等に分けられます。

「地域生活支援事業」は、国の要綱を基にして地域の実情に応じて事業内容等の詳細を地方自治体が独自に設定することが出来ます。事業実施の有無については、実施が必要な「必須事業」（「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」等）と、任意に実施を決定できる「その他事業」（「日中一時支援」、「訪問入浴支援」、「障がい児等生活支援事業」等）に分けられます。

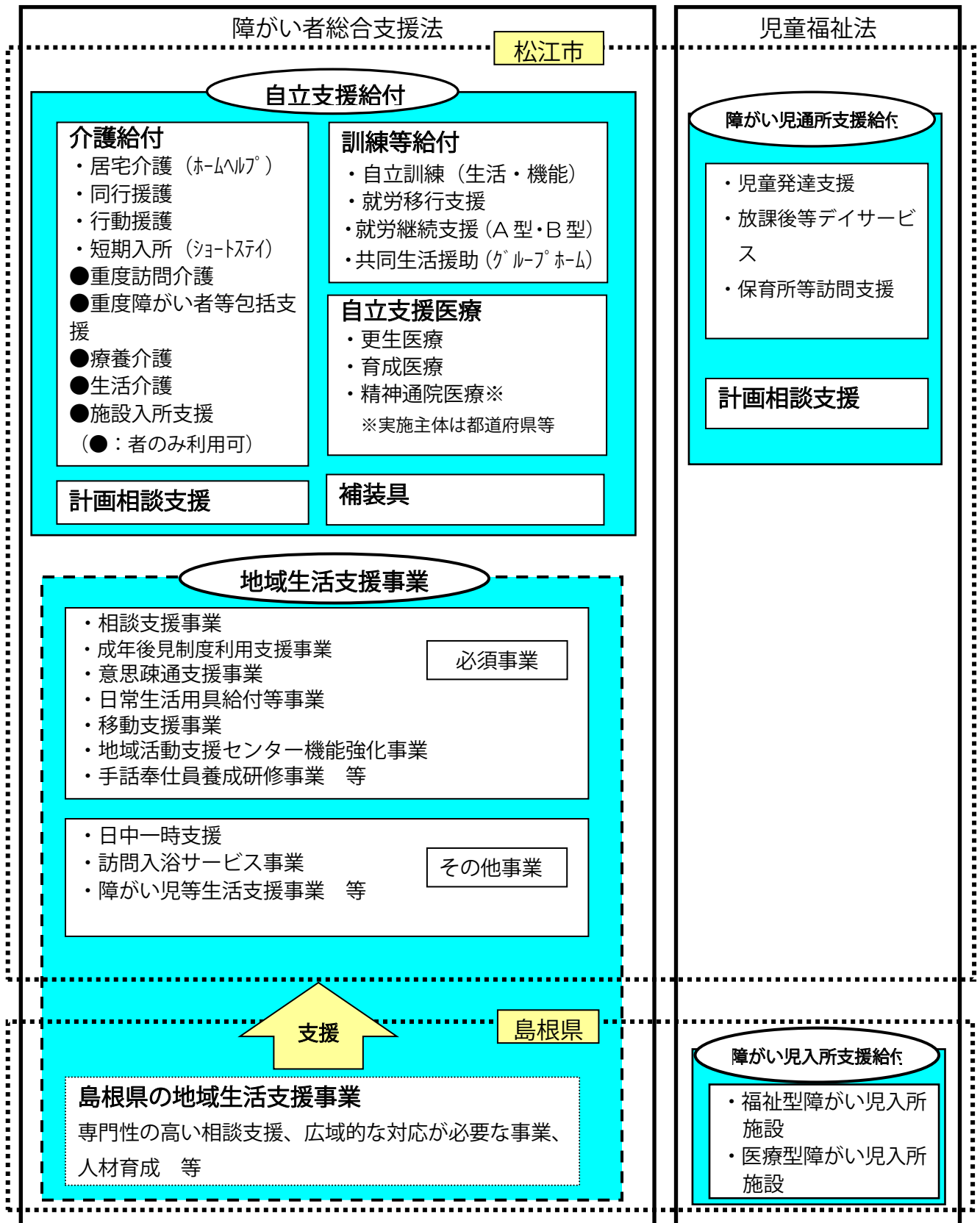
また、平成 24 年度の制度改正により、障がいのある子どものサービスは児童福祉法に基づき実施されています。

障がいのある方への支援の大部分の事業は市町村を窓口として実施されており、県は、市町村の区域を超えて広域で対応が必要な事業や、対象者の少ない事業、より専門性の高い事業（地域生活支援事業（県分）、障がい児入所支援等）を実施しています。

全体像の概要を図示すると、次【図表 19 参照】のような体系となっています。

■図表 20 支援体系

障がい者総合支援法及び児童福祉法に基づく支援体系の全体像
自立支援給付・障がい児支援給付・地域生活支援事業で構築



＜訪問系サービス＞

居宅介護

障がいのある方に、自宅で入浴・排せつ・食事・通院・乗降の介護等を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援等を総合的に行います。

同行援護

視覚障がいのある方に、外出時において移動の支援や、代読・代筆等の支援を行います。

行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする方を対象に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

重度障がい者等包括支援

常に介護を必要とする障がいのある方等を対象に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

＜日中活動系サービス＞

生活介護

常に介護を必要とする障がいのある方に、昼間に入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある方に、身体機能の向上を図るため、施設又は居宅で、理学療法・作業療法・その他のリハビリテーション・生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。

自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいのある方に、生活能力の向上を図るため、施設又は居宅で、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練や、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。

就労移行支援

就労を希望する方に、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向

上等の訓練等を行います。

就労継続支援 A 型

企業などに就労することが困難な方に、利用者と障がい福祉サービス事業所が雇用契約を結び、就労の機会を提供するとともに働きながら就労訓練を行います。

就労継続支援 B 型

企業などに就労することが困難な方に、利用者と障がい福祉サービス事業所が雇用契約を結ばずに、生産活動等の就労訓練を行います。

療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。

短期入所

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

特定の疾病患者や重症心身障がい児・者が病院等で利用する医療型とそれ以外の福祉型に分類されます。

<居住系サービス>

共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない方に、共同生活を営むべき住居で、主に夜間にサービスを提供します。平成 26 年度から共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されました。

施設入所支援

施設入所する方に、主に夜間や休日に、入浴・排せつ・食事等の介護、家事支援、生活等に関する相談、助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

<相談支援サービス>

計画相談支援

障がいのある方の心身や生活環境その他の状況等を考慮し、障がい福祉サービス等を利用する方がより良いサービスの利用等ができるよう利用計画を策定し、支援を行います。

地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している方、又は精神科病院に入院している精神障がいのある方や、保護施設・矯正施設等を退所する方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がいのある方に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

<自立支援医療>

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）

障がいのある方が、心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を受けられる場合の医療費の軽減を行います。

<補装具>

補装具

障がいのある方に、身体機能の補完や代替をし、日常生活や社会生活をしやすくするため継続して使用されるもの（義肢、車いす等）の給付を行います。

<障がい児通所支援給付>

児童発達支援

就学前の障がい児に、日常生活における基本動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

放課後等デイサービス

学校就学中の障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

保育所等訪問支援

障がいのある子どもが保育所等を利用する場合に、その施設を訪問し、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

障がい児相談支援

障がいのある方の心身や生活環境その他の状況等を考慮し、障がい児通所支援を利用の方がより良いサービスの利用ができるよう、利用計画を策定し、支援を行います。

＜地域生活支援事業＞

相談支援事業

地域の障がい福祉に関する各種問題であって、相談支援サービスの対象とならないものについて、障がいのある方や保護者等からの相談に応じて支援を行います。

成年後見制度利用支援事業

身寄りのない重度知的障がいのある方又は精神障がいのある方に、必要に応じて成年後見制度の申立ての経費及び後見人等の報酬の一部を補助します。

日常生活用具給付事業

障がいのある方が日常生活をより円滑に行えるよう、障がいの種類や程度に応じて日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

移動支援

屋外での移動が困難な方に、外出時における移動の支援を行います。個別移動支援、通勤通学等移動支援、グループ移動支援の3種類のサービスがあります。

地域活動支援センター

障がいのある方が、創作的活動や生産活動を行ったり、社会との交流の促進を図ることを目的とした事業等を行います。

日中一時支援

介護者の疾病その他の理由により、自宅において一時的に介護が受けられない方に、施設において宿泊を伴わない範囲で一時的な預かり保護を行います。

訪問入浴サービス

自力又は家族の介護のみでは入浴できない障がいのある方の家庭を介助員が入浴車で訪問して入浴の支援を行います。

障がい児等生活支援事業（レスパイト、しごとチャレンジ）

「レスパイト」は、在宅の障がいのある子ども（者）を介護している保護者が一時的に介護できなくなったとき、保護者に代わり登録介護人が障がいのある子どもか登録介護人の自宅で保護を行います。「しごとチャレンジ」は、地域の事業所等（商店、公民館等）で働く体験を行い、障がいのある子ども等の自立に向けた基本的な生活習慣を養い、良好な対人関係を培うとともに、地域とのつながりを深めます。

3 第3期障がい福祉計画の評価・課題

(1) 自立支援給付

① 訪問系サービス

年々利用者が増加傾向にあり、ヘルパーの人員が不足気味で、人員確保が必要な状況です。第3期の期間で比較すると、1月あたりの実利用人数は35人増加し、1月平均の利用時間も1,872時間増加しており、利用者数の増加以上に1人当たりで多く利用している状況になっています。

■図表 21 訪問系サービスの目標値と実績

サービスの種類		24年度		25年度		26年度		単位
		目標値 (3期)	実績 (3期)	目標値 (3期)	実績 (3期)	目標値 (3期)	見込 (3期)	
訪問系	居宅介護							
	重度訪問介護	545	392	590	417	638	427	人
	同行援護							
	行動援護	11,680	10,318	12,716	11,580	13,792	12,190	時間分
	重度障がい者等包括支援							

② 日中活動系サービス

生活介護は、利用者が増加傾向にあり、事業所の定員増や事業所の新設が必要な状況です。平成26年度実績見込みでは、月当たりの実利用人数が567人、1月当たりの利用日数は10,763日で、目標値を超える見込みです。

自立訓練は機能訓練と生活訓練の2種類あります。どちらも利用者が減少傾向にありますが、第3期の目標値は達成しています。

就労移行支援は、年々利用者が減っており、平成24年度の46人対し、平成26年度は35人で11人減っています。これは、事業所数が少なく、訓練のバリエーションが少ないこと等が原因と考えられます。

就労支援で雇用契約のある就労継続支援A型では、年々利用者が増加傾向で目標値を超えており、利用定員の増や事業所の増加が必要な状況です。

雇用契約がない就労継続支援B型は、年々利用者が増加傾向で平成26年度では目標値を超えそうな状況で、利用定員の増や事業所の増加が必要な状況です。

療養介護と短期入所は、この3年間の利用は、ほぼ横ばいになっています。

■図表 22 日中活動系サービスの目標値と実績

サービスの種類		24年度		25年度		26年度		単位
		目標値 (3期)	実績 (3期)	目標値 (3期)	実績 (3期)	目標値 (3期)	見込 (3期)	
日中活動系	生活介護	540	520	554	506	567	567	人
		10,022	9,935	10,282	10,459	10,524	10,763	人日分
	自立訓練（機能訓練）	10	18	10	14	11	11	人
		120	297	120	210	132	132	人日分
	自立訓練（生活訓練）	47	68	48	75	49	61	人
		824	1,251	841	1,346	859	1,089	人日分
	就労移行支援	59	46	65	38	70	35	人
		1,161	914	1,279	741	1,378	674	人日分
	就労継続支援（A型）	93	120	95	144	98	158	人
		1,701	2,172	1,738	2,647	1,792	2,906	人日分
	就労継続支援（B型）	513	457	526	498	539	530	人
		9,235	7,676	9,468	8,202	9,702	9,702	人日分
	療養介護	11	67	11	67	11	68	人
	児童デイサービス	-		-		-		人
		-		-		-		人日分
	短期入所	113	111	113	110	113	101	人
		747	821	747	783	747	711	人日分

③ 居住系サービス

居住をサポートするサービスのグループホーム、ケアホームについては増加傾向になっており、事業所の定員増や事業所の増加が必要な状況です。なお、平成26年4月からの制度改正により、ケアホームはグループホームに統合されています。

施設入所支援は、横ばいの状況で、地域移行できる人以上に入所希望者が増加しており、入所待機者が増加しているため、介護保険対象者への介護施設への緩やかな転所勧奨^{12*}や地域移行支援制度の周知・利用促進が必要な状況です。

¹² 65歳以上の方で障がい者施設に入所されている方に対して、介護施設に替わっていただくよう依頼することです。

■図表 23 居住系サービスの目標値と実績

サービスの種類		24年度		25年度		26年度		単位
		目標値 (3期)	実績 (3期)	目標値 (3期)	実績 (3期)	目標値 (3期)	見込 (3期)	
居住系	共同生活援助（グループホーム）	229	242	249	260	269	269	人
	共同生活介護（ケアホーム）							
	施設入所支援	339	316	329	312	319	314	人

④ 相談支援サービス

平成24年度の制度改正により、計画相談支援が導入され、すべてのサービス利用者は、平成26年度末までにサービス等利用計画の策定が義務付けられました。

平成25年度に、マニュアルを作成し周知に努めた結果、計画相談支援は大きく伸びていますが、相談支援専門員^{13*}の人員が不足しており、相談支援事業所の新規参入、相談支援専門員の増員が必要です。

地域移行支援、地域定着支援については、目標に達しておらず、積極的な利用を図るため、制度の周知、利用促進が必要と考えます。

■図表 24 相談支援サービスの目標値と実績

サービスの種類		24年度		25年度		26年度		単位
		目標値 (3期)	実績 (3期)	目標値 (3期)	実績 (3期)	目標値 (3期)	見込 (3期)	
相談支援	計画相談支援	40	37	200	148	370	245	人
	地域移行支援	10	5	10	3	10	4	人
	地域定着支援	30	2	30	9	30	3	人

¹³障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行います。

(2) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

相談支援事業では、計画相談支援制度が導入されたことにより、事業所数が平成26年度の目標19カ所に対して21カ所と目標を超えています。機能強化事業として、身体、知的、精神の障がい種別ごとに、他の相談支援事業所への助言や支援を行う事業や24時間体制での相談支援を委託しています。

今後、計画相談支援制度に伴う相談支援の状況変化等を踏まえて、障がいのある方にとってより効果的で利用しやすい相談体制の検討が必要です。

基幹相談支援センター^{14*}及び居住サポートセンター^{15*}については、総合支援協議会で検討中です。

■図表 25 相談支援事業の目標値と実績

事業名	24年度		25年度		26年度		備考
	目標値(3期)	実績(3期)	目標値(3期)	実績(3期)	目標値(3期)	見込(3期)	
	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数	
1 相談支援事業							
(1) 障がい者相談支援事業	9	12	10	19	19	21	実施箇所数
基幹相談支援センター	無	無	有	無	有	無	有無
(2) 市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有	有無
(3) 住宅入居等支援事業	無	無	有	無	有	無	有無

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度が必要な低所得の障がいのある方に対し、後見人の報酬等を助成する事業であり、該当となる方が少数であったため目標を下回っています。

今後判断能力の低下している認知症高齢者や障がいのある方等が増えていく状況を踏まえ、市民後見人^{16*}の育成等、市社会福祉協議会と連携し、「成年後見制度」を利用しやすい環境づくりを図る必要があります。

¹⁴地域における相談支援の中核的役割を担う機関。相談支援事業所の連絡調整や、スーパーバイズ等を行います。

¹⁵障がい者の方を対象に、アパートなど賃貸物件を借りる際に不動産協会などと連携して支援を行います。また、入居後も継続して支援を行います。

¹⁶一般市民の方が養成講座などを受けて後見人になることをいいます。

■図表 26 成年後見制度利用支援事業の目標値と実績

事業名	24年度		25年度		26年度		備考
	目標値(3期)	実績(3期)	目標値(3期)	実績(3期)	目標値(3期)	見込(3期)	
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	
2 成年後見制度利用支援事業	5	3	10	3	15	3	件

③ コミュニケーション支援事業

聴覚障がいのある方への手話通訳者や要約筆記者^{17*}の派遣事業については、ろうあ者の方の高齢化による介護関係の派遣が増えていることが背景にあり、利用が増えています。今後の利用増に対応するために、手話通訳者等の育成が急務となっています。

■図表 27 コミュニケーション支援事業の目標値と実績

事業名	24年度		25年度		26年度		備考
	目標値(3期)	実績(3期)	目標値(3期)	実績(3期)	目標値(3期)	見込(3期)	
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	
3 コミュニケーション支援事業							
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	850	1,044	900	1,419	900	1,478	派遣回数(個人派遣)
(2) 手話通訳者設置事業	3	3	4	3	4	3	手話通訳者設置人数

¹⁷聴覚障がい者の方で手話のわからない方のために、講演の内容等を筆記通訳します。

④ 日常生活用具給付等事業

給付する用具ごとに件数の増減がありますが、全体としてほぼ一定の件数で推移していると考えます。

■図表 28 日常生活用具給付等事業の目標値と実績

事業名	24年度		25年度		26年度		備考
	目標値(3期)	実績(3期)	目標値(3期)	実績(3期)	目標値(3期)	見込(3期)	
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	
4 日常生活用具給付等事業	0	855	925	878	925	949	年間給付決定件数
(1) 介護・訓練支援用具	15	12	15	7	15	23	年間給付決定件数
(2) 自立生活支援用具	70	58	70	55	70	39	年間給付決定件数
(3) 在宅療養等支援用具	40	21	40	23	40	26	年間給付決定件数
(4) 情報・意思疎通支援用具	85	62	85	71	85	75	年間給付決定件数
(5) 排せつ管理支援用具	700	695	700	712	700	780	新規給付決定件数/月 ストマは年に2回(1回 6ヶ月分の決定)
(6) 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	15	7	15	10	15	6	年間給付決定件数

⑤ 移動支援事業

平成25年度までは増加傾向でしたが、サービス利用の適正化を図ったことにより、利用が減っています。朝の通学での利用時に利用が集中する傾向があり、サービスを提供するヘルパーが不足しています。また、車を利用した移動支援サービスを提供する事業所が不足しています。

■図表 29 移動支援事業の目標値と実績

事業名	24年度				25年度				26年度				備考
	目標値（3期）		実績（3期）		目標値（3期）		実績（3期）		目標値（3期）		見込(3期)		
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	
5 移動支援事業 （「件数」欄は、 上段が利用人数 下段が延べ利用時間数）	—	300	37	302	—	300	43	386	—	300	—	280	箇所数、人数は実数 時間数は延べ
		55,000		58,533		55,000				48,010			

⑥ 地域活動支援センター

一定の利用が続いていましたが、平成 26 年 4 月から 1 か所事業を廃止したことにより、利用が減っています。新規利用者を増やすために、事業所の情報提供や周知が必要です。

■図表 30 地域活動支援センターの目標値と実績

事業名	24年度				25年度				26年度				備考
	目標値（3期）		実績（3期）		目標値（3期）		実績（3期）		目標値（3期）		見込(3期)		
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	
6 地域活動支援センター													
（1）基礎的事業+機能強化事業	7	500	7	454	7	500	7	427	7	500	6	400	実利用人数 箇所数
（2）（1）のうち機能強化事業	－	／	5	／	－	／	5	／	－	／	5	／	箇所数

⑦ 手話奉仕員養成研修¹⁸*事業

養成研修の受講は毎年 20 人前後受講されていますが、手話奉仕員や手話通訳者の登録に結びつかない状況です。養成講座の募集期間を長くしたり、開催日時の変更等の研修に参加しやすい環境づくりが必要です。

■図表 31 奉仕員養成研修事業の目標値と実績

事業名	24年度		25年度		26年度		備考
	目標値(3期)	実績(3期)	目標値(3期)	実績(3期)	目標値(3期)	見込(3期)	
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	
7 奉仕員養成研修事業	190	91	210	102	230	113	登録者数

⑧ 日中一時支援事業

平成 25 年度までは増加傾向でしたが、サービス利用の適正化を図ったことにより、利用が減っています。早朝や土日に利用サービス提供する事業所が不足している状況です。

¹⁸手話奉仕員を養成するための研修、入門・基礎編、フォロー研修があります。

■図表 32 日中一時支援事業の目標値と実績

事業名	24年度		25年度		26年度		備考
	目標値(3期)	実績(3期)	目標値(3期)	実績(3期)	目標値(3期)	見込(3期)	
	利用日数	利用日数	利用日数	利用日数	利用日数	利用日数	
8 日中一時支援事業	3,000	2,698	3,000	3,100	3,000	2,100	年間利用日数

⑨ 訪問入浴サービス

平成26年2月から新たに制度を開始し、現在毎月平均1件の利用があります。

■図表 33 訪問入浴の実績

事業名	24年度		25年度		26年度		備考
	目標値(3期)	実績(3期)	目標値(3期)	実績(3期)	目標値(3期)	見込(3期)	
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	
9 訪問入浴				1		1	1月平均の実利用人数

⑩ 障がい児等生活支援事業（レスパイト、しごとチャレンジ）

年間利用時間が減少傾向にあります。その理由としては、この事業は、自主的に登録する市民の介護人により支えられているため、事務手続きの簡素化や、介護人の確保、受け入れ事業所の拡大が課題となっています。また、障がい児通所サービス等の他のサービスを利用している可能性が考えられます。

■図表 34 障がい児等生活支援事業の目標値と実績

事業名	24年度		25年度		26年度		備考
	目標値(3期)	実績(3期)	目標値(3期)	実績(3期)	目標値(3期)	見込(3期)	
	利用時間数	利用時間数	利用時間数	利用時間数	利用時間数	利用時間数	
10 障がい児等生活支援事業	2,000	1,748	2,000	1,618	2,000	1,600	年間利用時間

(3) 福祉から一般就労への移行促進

福祉施設から一般就労への移行者数は平成24年度時点で31人となっています。

4 障がいのある子どもへのサービス

障がいのある子どもへのサービスは、平成 23 年度までは「障がい者自立支援法」に基づき、児童デイサービスとして実施されてきましたが、子どもに関する福祉施策の総合的で一体的な推進を図るため、平成 24 年度以降、障がいのある子どもに関する施策が「児童福祉法」に一括して規定されました。

この改正により、障がい児入所支援給付は県が実施し、障がい児通所支援給付は市町村で実施するよう整理されました（30 ページの全体像を参照）。

障がい児通所支援給付のサービスとしては、新たに「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「障がい児相談支援」等が実施され、制度の周知とともに利用が増加しています。

（1）児童通所サービス

① 児童発達支援

事業所数や定員に変化はありませんが、利用者が 1 月平均で 2 人ずつ増加しており、利用日数も増加しています。

② 放課後等デイサービス

1 月平均の実利用人数が、平成 24 年度の 90 人に対して平成 26 年度見込みで 157 人、1 月あたりの利用日数は同 942 人から同 2,082 人急増しています。これは事業所が増えることで定員自体が大きく増えており、更に利用者の利用日数も増えたことで大きく伸びています。

③ 保育所等訪問支援

利用が少ない状況ですが、原因としては保育所において保育士の加配やエスコの訪問等によりきめ細かな支援が実施されていることや制度の周知不足等が原因と考えられます。

保護者や保育所等に向けて周知を行うとともに、サービス事業所に制度を紹介する等事業の指定を受けてもらえるような取り組みが必要です。

④ 障がい児相談支援

平成 24 年度の制度改正により、障がいのある子どもでサービスを利用する全ての方に平成 26 年度末までに障がい児支援利用計画を作成しなければなくなり、利用が急増しています。

■図表 35 児童通所サービスの実績

サービスの種類		24年度		25年度		26年度		単位
		目標値 (3期)	実績 (3期)	目標値 (3期)	実績 (3期)	目標値 (3期)	見込 (3期)	
児童通所サービス	児童発達支援	-	56	-	58	-	60	人
		-	672	-	704	-	759	人日分
	放課後等デイサービス	-	90	-	135	-	157	人
		-	942	-	1,553	-	2,082	人日分
	保育所等訪問支援	-	0	-	0.8	-	0.8	人
		-	0	-	0.8	-	0.8	人日分
	障がい児相談支援	-	1	-	15	-	23	人

5 優先調達の推進

平成25年4月から、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」が施行され、市として障がいのある方の就労の安定を図り、自立に向けた支援を行うため、平成25年度から「障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針」を策定し継続的に取り組んでいます。平成26年度は14,916千円の目標額に取り組んでいます。

■図表 36 平成26年度調達方針

(単位：千円)

対象品目 \ 目標額	平成26年度 調達目標額	平成25年度 実績額	対前年比 (平成25年度比)
物 品 (消耗品・印刷・ 記念品等)	8,606	7,824	10%増
役 務 (清掃・維持管理・ 会議録等)	6,310	5,737	10%増
計	14,916	13,561	10%増

Ⅲ. 障がいのある方や子どもへの支援事業

(松江市障がい者総合支援協議会の取組み)

松江市の障がいのある方や子どもへの施策の推進を図るため、外部委員会として「松江市障がい者総合支援協議会」を設置し、さらに専門部会として、「こども部会」、「相談・サービス部会」、「くらし部会」、「働く部会」の４部会を設置し、各部会の重点検討課題について精力的に検討していただきました。この間の検討項目や今後の課題等についての提言を以下にまとめます。第４期計画期間においても、継続課題として検討を進めてまいります。

１ 障がいのある子どもの支援体制の充実（こども部会）

【重点課題と検討状況について】

（１）就学前の障がいのある子どもの支援

乳幼児期からの健診の状況や、エスコの支援体制を確認し、障がいの発見から支援に向かうシステムが整えられていることを確認しました。ただし、市外への里帰り出産や親が一人で抱え込み健診等を受診しない場合など、支援のシステムが機能しないケースも考えられます。障がいがあった初期において、専門機関だけではなく、身近な存在で相談しやすい仕組みづくりを検討します。

（２）障がいのある中学生の支援

障がいのある子どもを支援する事業所は近年増加しているものの、障がいのある中学生の支援のニーズと合わない状況が見られます。またエスコへの中学生の相談が増加している状況を踏まえ、障がいのある中学生の放課後の過ごし方の実態や福祉サービスに対するニーズ把握等のため、特別な支援が必要な中学生の保護者に対してアンケート調査を実施しました。その結果、中軽度の障がいのある中学生には福祉サービス自体の認知度が低いこと、また重度の障がいのある中学生は、既存の福祉サービスでは対応の難しいニーズが存在すること分かりました。

今後、エスコ等を通じ特別支援学級への福祉サービスに関する情報提供の充実や重度の障がいのある中学生のニーズを的確に把握し、支援につなげる仕組みづくりを検討します。

また、アンケート調査で把握できない思春期特有の性や進路等の課題についても、教育現場と連携し、有効な支援を検討します。

(3) 放課後等の支援

障がいのある子どもへの福祉サービス事業所のスキルアップを図るため、平成 26 年 2 月に発達障がい等をテーマに研修を実施しました。また、事業所間の連絡調整や共通する課題の解決を図るため、児童発達支援事業所への聞き取り調査を行い、複数の事業所を利用する方の支援計画のすり合わせの必要性や保護者への支援の重要性が課題として挙げられました。

今後放課後等デイサービス事業所等への調査を行い、自主的な連絡会の開催による事業所のレベルアップを促していく予定です。また、個々の障がいのある子どもの支援会議については、相談事業所や障がい福祉サービス事業所等の福祉関係者だけでなく、教育関係者を始めとする関係機関との緊密な連携が取れる仕組みづくりが必要です。

(4) 社会体験（働く体験）事業等の充実

障がいのある子どもの働く体験事業である「しごとチャレンジ」に協力いただいた企業を「障がい者サポート企業」として感謝状を贈呈し、周知を図りました。働く体験は、地域住民の登録介護人を中心に成り立っている事業であり、今後、地域での運営や協力企業の掘り起し等の課題を整理する予定です。

2 相談支援体制と障がい福祉サービスの充実（相談・サービス部会）

【重点課題と検討状況について】

(1) サービス等利用計画の策定推進

平成 25 年度に「松江市計画相談支援マニュアル」を作成しました。

指定特定相談事業所等関係者へ周知し、策定手続きの共通化、省力化を図り、サービス等利用計画策定を推進しました。

今後、必要に応じてマニュアルの改訂を行い、より円滑な計画策定を推進します。

(2) 障がい福祉サービスの充実、適正化

① 支給決定基準の作成

障がい福祉サービス給付の適正化を図るため、「松江市障がい福祉サービス等支給決定基準」を作成し、平成 26 年度から運用を開始しました。

ホームページでの公開、福祉関係事業所へ説明会等で、周知を行い、サービス等利用計画の策定やサービス支給決定に関して透明性を確保しながら公平かつ適正に運用しています。

今後は、国の制度変更や運用状況、介護保険サービスとの併用のあり方を踏まえ、基準の改定を行います。

② 訪問入浴サービスの実施

平成 26 年 2 月からサービス支給を始め、現在 1 名の方が利用されています。今後、制度の一層の周知を図ります。

③ 移動支援サービスの拡充

平成 26 年 4 月から自宅発着要件を撤廃し、身体障がい者の対象要件を「1 級四肢麻痺」から「1・2 級二肢以上麻痺」へ緩和しました。

(3) 相談支援体制の充実

サービス等利用計画策定が義務付けられたこと、市内の相談支援事業所が増加したことから、サポートステーション絆について、従来の役割（障がいのある方やその家族等の総合相談窓口）に加え、相談支援専門員の相談窓口やスキルアップ、困難事例のサポートの役割が必要と整理しました。

あわせて、市内全ての相談事業所が参加できる運営方法の検討や、医療・介護関係機関との一層の連携強化等についても提言しました。

今後、市において具体化を図るとともに、困難事例のサポートのあり方、総合支援協議会との有機的な連携のあり方等一層の相談支援体制の充実について検討するとともに、関係各所への一層の周知を図ります。

(4) 障がい福祉と介護保険サービスの併用

併用に関する制度運用について要件を明確化することに加え、併用されるサービスを利用者へ円滑に提供するための環境整備を行うことが必要と整理し、その内容について具体的に取りまとめました。

① 併用に関する制度運用～要件の明確化～

「介護保険サービスを利用する 65 歳以上のサービス支給量の取扱い」「障がい福祉サービス利用者が 65 歳で介護保険サービスに移行した場合の取扱い」「既に介護保険サービスを利用している者が、新規で障がい福祉サービスを申請した場合の取扱い」について、障がい福祉サービスの対象とする要件を整理しました。

② 併用されるサービスを円滑に提供するための環境整備～現実的な課題への対応～

「ケアマネージャーへの制度周知」「相談支援専門員のスキルアップ」「介護保険サービス事業所への研修」を行うことが必要と整理しました。

3 生活支援の充実（くらし部会）

【重点課題と検討状況について】

(1) 生活の場の確保（居住サポート）

アパート等への入居を希望する障がいのある方の支援には、「保証人の確保」と「トラブル対応」が必要であり、債務保証については「入居債務保証制度」^{19*}により、

¹⁹経済的に困窮している者や社会的に孤立している者が賃貸住宅への入居を希望した際に、連帯保証人の確保ができません。

一定の保証が得られる状況です。入居後のトラブル対応については、相談支援専門員のサポート等の体制があることを、家主等に周知を図る必要があります。

今後、関係機関が連携し、松江市版の居住サポートの仕組みを構築する必要があります。

(2) 災害時の支援

「災害時要援護者避難支援登録制度(地域で見守り・助け合い事業)」における災害時要援護者^{20*}の登録状況は、登録率が約 15%であり、制度の周知や相談支援専門員を通じた働きかけ等、登録率を高めるための工夫が必要です。そして、何よりも災害時だけでなく、平常時から地域でのつながりを持つことが重要です。

災害時の避難マニュアルについては既に作成されていますが、障がい特性に応じた対応を明らかにし、備えておく必要があります。

福祉避難所^{21*}については、指定避難所との避難の順序や障がいのある方の家族の避難先について、事例を交えて総合的な情報提供を行う必要があります。

今後、福祉避難所が災害時に使用可能かどうかの強度等の確認や設備内容や場所について分かり易いマップの作成や、民間施設の理解と協力を求めて市街地における福祉避難所の増加を図る取り組みが必要です。さらに、原子力災害時の障がいのある方への避難情報等の周知方法や防災訓練への当事者の方の参加について検討が必要です。

(3) 権利擁護^{22*}の推進

障がいのある方で判断能力が低下している方等への支援として「成年後見制度」を充実させる必要性が高まっています。後見人不足への対応については、松江市社会福祉協議会と連携し、市民後見人の育成等が実施されていますが、継続して取り組む必要があります。

障がい者虐待の防止については、「松江市障がい者虐待防止センター」で対応していますが、引き続き市民への周知等継続した取り組みが必要です。

また、障がいのある方の家族が、障がいの受容や当事者との関わり方、支援方法等で悩みを抱えている場合があり、障がいのある方の家族が孤立しないための相談窓口の周知や関係機関との役割の明確化が必要です。

いため入居が困難な方のために、社会福祉協議会が家主または不動産業者と入居に関する債務保証契約を結ぶことで、住居の確保を支援する制度です。

²⁰災害が発生した時に、家族等の援助が困難で、何らかの助けを必要とする者。障がい者のほかに高齢者や要介護³以上の方が対象となります。

²¹市が指定した避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者などのうち、特別の配慮を必要とする方が避難する施設です。原則健常者の方だけの避難や市の職員等の指示がない場合は避難できません。

²²自己の権利を表明することが困難な障がい者、寝たきり的高齢者や認知症の高齢者等の意思表示を支援し代弁することです。

(4) 難病患者等の支援

難病患者等への支援については、福祉サービス利用者の実数把握等を行うとともに、医療機関をはじめ介護支援専門員や訪問介護事業者等関係者等と連携を図り、障がい福祉サービス利用についての周知等を行い、障がい福祉サービス利用者を推進する取組が必要です。

4 就労支援体制の充実（働く部会）

【重点課題と検討状況について】

(1) 就労支援

働く部会では、部会員の交替に伴い部会の目指す方向、重点課題の検討の優先順位等の検討をまず行い、就労後の定着支援や関係機関と連携したチーム支援及び障がいの特性等の情報提供等が重要であると共通理解しました。

就労支援事業所から一般就労に向けて利用者を支援するにあたり、事業所職員の意識改革やフォローをする役割を担う支援者や、仕組みが必要です。

また、利用者の能力を適正に評価し、能力にあった仕事に適切に結びつけることが出来るように、就労支援機関の役割分担の再確認やスキルアップについて検討が必要です。さらに、仕事以外の学びの場や人との接点を作るために、余暇の支援も重要となっています。

(2) 企業への支援

当事者の声を聞く取り組みとして「障がい者サポート企業」への聞き取り調査等を行い、雇用する障がいのある方の「担当業務の選定」と「周囲とのコミュニケーション」が企業側にとっての課題であることが判明しました。

今後、企業と障がいのある方を繋ぐコーディネーターが必要なことや企業が求める支援を提供できるように就労支援機関側での役割分担の再確認とチーム支援の強化について検討することが必要です。また、障がいのある人や就労支援施設に対しても、現状把握のための実態調査を行う必要があります。

(3) 多様な働く場の確保に向けて

(2)の「障がい者サポート企業」への調査結果から、就労支援に関する助成制度等について認識している企業は3割以下であることが分かり、今後、企業への周知方法の改善が必要です。

また、利用者の能力を適正に評価し、能力にあった短時間や在宅等の多様な働き方が出来る職場に適切に結びつけることが出来るように、就労支援機関の役割分担の再確認やスキルアップについて検討が必要です。

IV. 障がい福祉サービスの見込みと方向性

1 国の基本指針

(1) 基本指針の改正

平成 25 年 4 月に施行された「障がい者総合支援法」では、基本指針や障がい福祉計画について、次の改正が行われました。

【基本指針に関する事項の追加（厚生労働大臣）】

- ① 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項を定めるととされました。
- ② 基本指針の案を作成・変更する際は、障がいのある方等及びその家族等の意見を反映させるために必要となる措置を講じることとされました。
- ③ 障がいのある方等の生活の実態等を勘案して、必要があると認めるときは、基本指針を変更することとされました。

このような改正に基づき、「第 4 期計画」の策定にあたって、市町村に関しては、次のような基本指針が示されました。

(2) 基本指針の内容

① PDCA サイクル^{23*}の導入（新規）

- ・少なくとも 1 年に 1 回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じること
- ・中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。

② 福祉施設から地域生活への移行促進

- ・平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上を地域生活へ移行
- ・施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4%以上削減

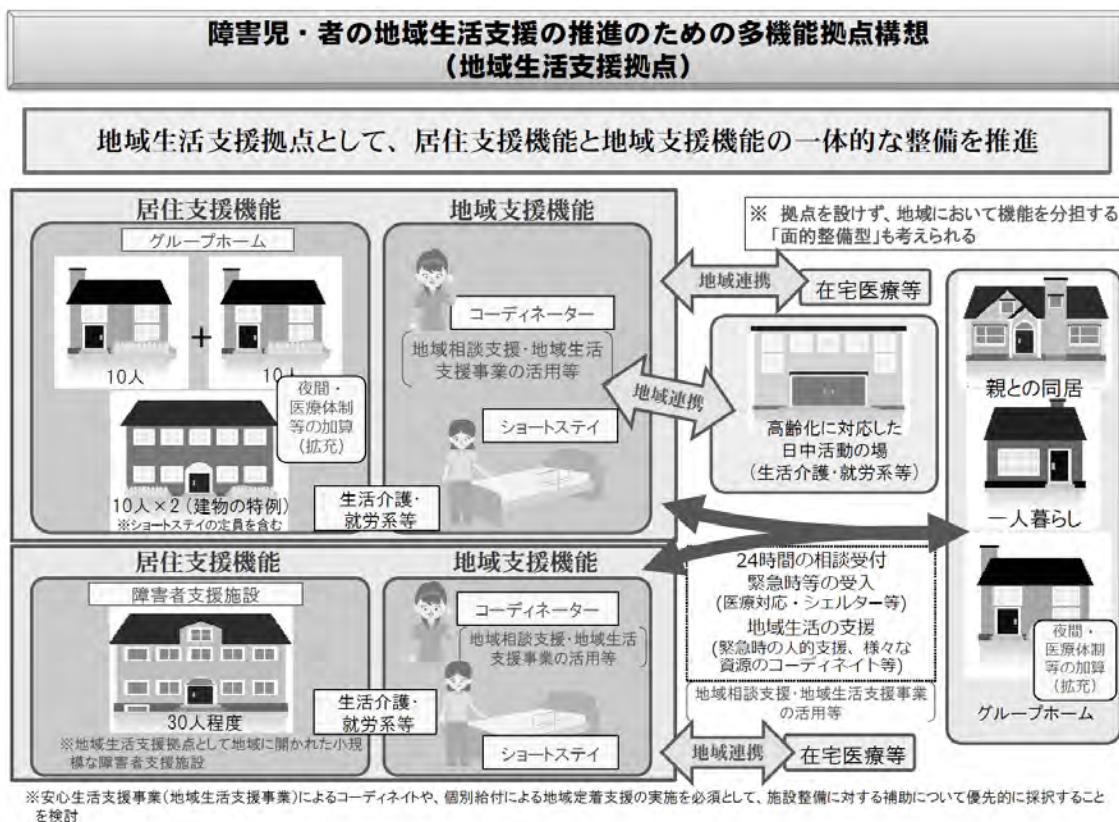
③ 地域生活支援拠点等の整備（新規）

- ・障がいのある方の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備

これは、障がいのある方の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えて、地域づくり、相談、緊急時の受け入れ等の支援を行うための拠点の整備を行うものです。

²³ P（Plan：計画）D（Do：実行）C（Check：評価）A（Action：改善）の 4 段階に活動を行い繰り返すことで継続的に改善してゆき、目的を達成させることをいいます。

■図表 37 地域生活支援拠点



(出典：厚生労働省ホームページ 社会保障審議会障害者部会第 54 回 (H25.12.26) 資料
http://www.whlm.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigi_shiryou/dl/20)

④ 福祉から一般就労への移行促進

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上とする
- ・就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加
- ・就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする (平成 23 年度実績 27.1%)

2 成果目標等に関する基本的考え方

(1) 国で数値基準を定める成果目標

国の基本指針において成果目標が示されている場合は、国の成果目標をクリアするために必要な数値を目標とします。

① 福祉施設から地域生活への移行促進

- ・ 平成 25 年度末時点の施設入所者数 312 人の 12%以上を地域生活へ移行するとします

平成 29 年度末の目標値	38 人
---------------	------

- ・ 施設入所者数を平成 25 年度末時点 312 人から 4%以上削減します

平成 29 年度末の目標値	13 人
---------------	------

② 地域生活支援拠点等の整備（新規）

- ・ 障がいのある方の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備します

平成 29 年度末の目標値	1 か所
---------------	------

③ 福祉から一般就労への移行促進

- i) 福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度実績 31 人の 2 倍以上とします

平成 29 年度末の目標値	62 人
---------------	------

- ii) 就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者 38 人から 6 割以上増加するとします

平成 29 年度末の目標値	61 人
---------------	------

- iii) 就労移行支援事業所 8 施設のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上の 4 施設とします

平成 29 年度末の目標値	4 施設
---------------	------

(2) 国で数値基準の定めのない成果目標

国の基本指針において成果目標が示されていない場合は、対象となる障がいのある方や、障がいのある子どもの人数の増加傾向や第 3 期計画実績の増減率の傾向を踏まえ設定します。

3 具体的な目標

(1) 自立支援給付

① 訪問系サービス

- ・第3期計画実績の増加傾向（人：年4%↑，時間分：年9%↑）が同様に続くものとして成果目標を設定します。

■図表 38 訪問系サービスの目標値

サービスの種類		26年度 3期 (見込)	27年度 目標値	28年度 目標値	29年度 目標値	単位
訪問系	居宅介護	427	444	462	480	人
	重度訪問介護					
	同行援護	12,190	13,287	14,483	15,786	時間分
	行動援護					
	重度障がい者包括支援					

② 日中活動系サービス

i) 生活介護

- ・第3期計画実績の増加傾向（人：年5%↑、人日分：年5%↑）が同様に続くものとして成果目標を設定します。

ii) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

- ・第3期計画実績における利用者の減少傾向は（人：年22%↓）、平成26年度で下げ止まるものとして成果目標を設定します。
- ・利用日数については、第3期計画実績に基づき利用者一人当たり15日を設定します。

iii) 就労移行支援

- ・利用者については、国の成果目標（平成25年度末利用者から6割以上増加）に基づき、平成29年度末に利用者61人を成果目標として設定し、平成27年度から利用者が年々に増加していくものとして設定します。
- ・利用日数については、第3期計画実績に基づき利用者一人当たり20日を設定します。

iv) 就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

- ・第3期計画実績の増加傾向が同様に続くものとして成果目標を設定します。

A型（人：年15%↑、人日分：年15%↑）

B型（人：年8%↑、人日分：年13%↑）

v) 療養介護

- ・第3期計画実績の微増傾向が同様に続くものとして、利用者が毎年1人増加するものとして成果目標を設定します。

vi) 短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）

- ・第3期計画実績における利用者の減少傾向は（人：年5%↓）、平成26年度で下げ止まるものとして成果目標を設定します。

- ・利用日数については、第3期計画実績に基づき利用者一人当たり7日を設定します。

- ・第3期計画実績に基づき、福祉型と医療型の割合は9：1と設定します。

■図表 39 日中活動系サービスの目標値

サービスの種類		26年度 3期 (見込)	27年度	28年度	29年度	単位
			目標値	目標値	目標値	
日中活動系	生活介護	567	595	625	656	人
		10,763	11,194	11,641	12,107	人日分
	自立訓練（機能訓練）	11	10	10	10	人
		132	150	150	150	人日分
	自立訓練（生活訓練）	61	60	60	60	人
		1,089	1,100	1,100	1,100	人日分
	就労移行支援	35	43	52	61	人
		674	860	1,040	1,220	人日分
	就労継続支援（A型）	158	182	209	240	人
		2,906	3,342	3,843	4,420	人日分
	就労継続支援（B型）	530	572	618	668	人
		9,702	10,963	12,388	13,999	人日分
	療養介護	68	68	69	70	人
	短期入所	101	100	100	100	人
		711	700	700	700	人日分
	うち	短期入所(福祉型)	—	90	90	人
			—	630	630	人日分
		短期入所(医療型)	—	10	10	人
			—	70	70	人日分

（注）短期入所の26年度実績は、福祉型と医療型の合計を記載しています

③ 居住系サービス

i) 共同生活援助（グループホーム）

- ・第3期計画実績の増加傾向（人：5%↑）が同様に続くものとして成果目標を設定します。

ii) 施設入所支援

- ・国の成果目標（平成25年度末利用者から4%以上削減）に基づき、平成29年度に利用者300人を成果目標として設定し、平成27年度から利用者が年々に減少していくものとして設定します。

■図表 40 居住系サービスの目標値

サービスの種類		26年度 3期 (見込)	27年度	28年度	29年度	単位
			目標値	目標値	目標値	
居住系	共同生活援助（グループホーム）	269	282	297	311	人
	施設入所支援	314	310	305	300	人

④ 相談支援サービス

i) 計画相談支援

- ・サービス等利用計画策定推進に伴う第3期計画実績の急増傾向は、平成26年度末の策定率100%達成後に鈍化するものとして成果目標を設定します。

- ・平成27年度は、2,200人の利用者が計画相談を年間3回利用すると想定し、月当たり550人の成果目標を設定します。

$$2,200 \text{ 人} \times 3 \text{ 回} \div 12 \text{ 月} = 550 \text{ 人}$$

- ・平成28年度は2,300人、平成29年度は2,400人の利用者が年間3回利用すると想定して成果目標を設定します。

ii) 地域移行支援

- ・国の成果目標（平成25年度末施設入所者の12%以上を地域生活へ移行）に基づき、平成27年度から平成29年度の3年間で、38人の施設入所支援利用者が

地域生活へ移行するものとして成果目標を設定します。

- ・同じく 3 年間で、精神科病院等の退院者や保護施設・矯正施設の退所者のうち 7 人程度が地域生活へ移行するものと見込みます。

iii) 地域定着支援

- ・地域移行支援利用者が地域生活への移行にあわせて地域定着支援を利用するものとして成果目標を設定します。

■図表 41 相談支援サービスの目標値

サービスの種類		26年度 3期 (見込)	27年度	28年度	29年度	単位
			目標値	目標値	目標値	
相談 支援	計画相談支援	245	550	575	600	人
	地域移行支援	4	15	15	15	人
	地域定着支援	3	15	15	15	人

(2) 障がい児通所支援給付

① 児童発達支援

- ・第3期計画実績の増加傾向（人：3%↑）が同様に続くものとして成果目標を設定します。

② 放課後等デイサービス

- ・第3期計画実績の急増傾向（年：32%↑）は、平成24年度にサービス開始が始まったことによるものと想定し、増加傾向が10%程度に鈍化するものとして成果目標を設定します。

③ 保育所等訪問支援

- ・第3期計画実績の横這い傾向が同様に続くものとして成果目標を設定します。

④ 障がい児相談支援

- ・障がい児支援利用計画策定推進に伴う第3期計画実績の急増傾向は、平成26年度末の策定率100%達成後に鈍化するものとして成果目標を設定します。
- ・平成27年度は、184人の利用者が計画相談を年間3回利用すると想定し、月当たり46人の成果目標を設定します。

$$184 \text{ 人} \times 3 \text{ 回} \div 12 \text{ 月} = 46 \text{ 人}$$

- ・平成28年度は192人、平成29年度は200人の利用者が年間3回利用すると想定して成果目標を設定します。

■図表 42 児童通所サービスの目標値

サービスの種類		26年度 3期 (見込)	27年度 目標値	28年度 目標値	29年度 目標値	単位
児童 通所 サ ー ビ ス	児童発達支援	60	62	64	66	人
		759	805	853	904	人日分
	放課後等デイサービス	157	173	190	209	人
		2,082	2,249	2,470	2,717	人日分
	保育所等訪問支援	0.8	1	1	1	人
		0.8	1	1	1	人日分
	障がい児相談支援	23	46	48	60	人

(3) 地域生活支援事業

障がいのある方や子ども等が、身近な地域で必要な支援を受けることが出来るよう関係機関と連携し、利用者等への周知に努めるとともに、事業者への情報提供を行います。

① 相談支援事業

i) 障がい者相談支援事業

・相談支援事業所が平成 27 年度と平成 28 年度に 2 ヶ所ずつ増加し、その後は増減がないものとして成果目標を設定します。

ii) 基幹相談支援センター

・基幹相談支援センターについては、相談・サービス部会において引き続き検討します。

iii) 市町村相談支援機能強化事業

・相談・サービス部会からの提言を踏まえ現状から仕組みは変わりますが、事業としては継続するものとして成果目標を設定します。

iv) 住居入居等支援事業

・現在、くらし部会で生活の場の確保（居住サポート）の松江版の仕組みを検討していただいております、平成 28 年度から実施するものとします。

■図表 43 相談支援事業の目標値

事業名	26年度(3期)	27年度	28年度	29年度	備考
	見込	目標値	目標値	目標値	
	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数	
1 相談支援事業					
(1) 障がい者相談支援事業	21	23	25	25	実施箇所数
基幹相談支援センター	無	無	無	無	有無
(2) 市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有無
(3) 住宅入居等支援事業	無	無	有	有	有無

② 成年後見制度利用支援事業

- ・市社会福祉協議会等の取り組みにより、成年後見制度の利用が増えると想定し、平成 28 年度以降は 2 件増加するとして、成果目標を設定します。

■図表 44 成年後見制度利用支援事業の目標値

事業名	26年度（3期）	27年度	28年度	29年度	備考
	見込	目標値	目標値	目標値	
	件数	件数	件数	件数	
2 成年後見制度利用支援事業	3	3	5	5	件

③ 意思疎通支援事業

i) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

- ・ろうあ者の方の高齢化は今後も継続すると想定し、直近の平成 25 年度から平成 26 年度までの増加の程度（年間約 60 人↑）が続くものとして、成果目標を設定します。

ii) 手話通訳者設置事業

- ・ろうあ者の方からの相談については、関係機関との役割分担等を行うことで設置通訳者の業務を軽減、整理を行い、現状のとおり設置通訳者は 3 人とします。

■図表 45 意思疎通支援事業の目標値

事業名	26年度（3期）	27年度	28年度	29年度	備考
	見込	目標値	目標値	目標値	
	件数	件数	件数	件数	
3 コミュニケーション支援事業					
（1）手話通訳者・要約筆記者派遣事業	1,478	1,540	1,600	1,660	派遣回数（個人派遣）
（2）手話通訳者設置事業	3	3	3	3	手話通訳者設置人数

④ 日常生活用具給付等事業

- i) 介護・訓練支援用具 iv) 情報・意思疎通支援用具
- ii) 自立生活支援用具 v) 排せつ管理支援用具
- iii) 在宅療養等支援用具 vi) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

・日常生活用具の給付は、平成 26 年度利用見込みの件数で推移するとして、用具ごとに成果目標を設定します。

■図表 46 日常生活用具給付等事業の目標値

事業名	26年度（3期	27年度	28年度	29年度	備考
	見込	目標値	目標値	目標値	
	件数	件数	件数	件数	
4 日常生活用具給付等事業	0	0	0	0	年間給付決定件数
（1）介護・訓練支援用具	23	23	23	23	年間給付決定件数
（2）自立生活支援用具	39	39	39	39	年間給付決定件数
（3）在宅療養等支援用具	26	27	27	27	年間給付決定件数
（4）情報・意思疎通支援用具	75	75	75	75	年間給付決定件数
（5）排せつ管理支援用具	780	780	780	780	新規給付決定件数/月 ストマは年に2回（1回 6ヶ月分の決定）
（6）居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	6	6	6	6	年間給付決定件数

⑤ 移動支援事業

・第 3 期計画実績の減少傾向は、平成 26 年度で下げ止まるものとして成果目標を設定します。

■図表 47 移動支援事業の目標値

事業名	26年度（3期	27年度	28年度	29年度	備考
	見込	目標値	目標値	目標値	
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	
5 移動支援事業 （「件数」欄は、 上段が利用人数 下段が延べ利用時間数）	280	300	300	300	箇所数、人数は実数 時間数は延べ
	40,700	45,000	45,000	45,000	

⑥ 地域活動支援センター

- ・平成 26 年 4 月から事業所が 1 ケ所減少しましたが、平成 27 年度に事業所数が 1 ケ所増加し、その後の事業所数の増減はないものとして成果目標を設定します。

■図表 48 地域活動支援センターの目標値

事業名	26年度（3期）		27年度		28年度		29年度		備考
	見込		目標値		目標値		目標値		
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	
6 地域活動支援センター	6	400	7	500	7	500	7	500	実利用人数箇所数

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

- ・第 3 期計画と同様に、養成講座の受講者のうち新規に手話奉仕員に登録される方が毎年一定の人数（11 人）おられ、登録者全体として増加するものとして成果目標を設定します。

■図表 49 手話奉仕員養成研修事業の目標値

事業名	26年度（3期）	27年度	28年度	29年度	備考
	見込	目標値	目標値	目標値	
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	
7 奉仕員養成研修事業	113	124	135	146	登録者数

⑧ 日中一時支援事業

- ・第 3 期計画実績の減少傾向は、平成 26 年度で下げ止まるものとして成果目標を設定します。

■図表 50 日中一時支援事業の目標値

事業名	26年度（3期）	27年度	28年度	29年度	備考
	見込	目標値	目標値	目標値	
	利用日数	利用日数	利用日数	利用日数	
8 日中一時支援事業	2,100	2,100	2,100	2,100	年間利用日数

⑨ 訪問入浴サービス事業

・平成25年度からサービスを開始しています。平成26年度の利用者は1人で、今後、毎年1人利用者増があるものとして成果目標を設定します。

■図表 51 訪問入浴サービス事業の目標値

事業名	26年度（3期）	27年度	28年度	29年度	備考
	見込	目標値	目標値	目標値	
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	
9 訪問入浴	1	1	2	3	1月平均の実利用人数

⑩ 障がい児等生活支援事業（レスパイト、しごとチャレンジ）

・第3期計画実績の減少傾向は、平成26年度で下げ止まるものとして成果目標を設定します。

■図表 52 障がい児等生活支援事業の目標値

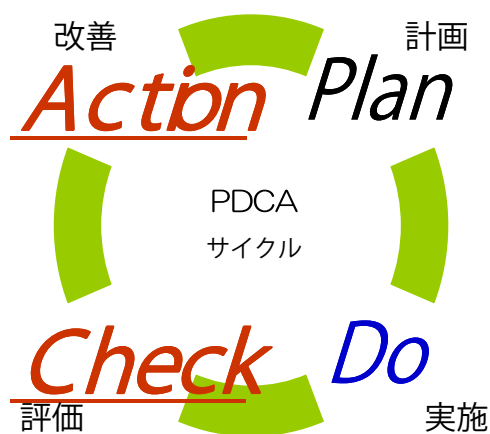
事業名	26年度（3期）	27年度	28年度	29年度	備考
	見込	目標値	目標値	目標値	
	利用時間数	利用時間数	利用時間数	利用時間数	
10 障がい児等生活支援事業	1,600	1,600	1,600	1,600	年間利用時間

V. 計画の推進

1 計画の進行管理

本計画の進捗状況については、国の方針にある P（Plan：計画）D（Do：実行）C（Check：評価）A（Action:改善）方式に基づき、公開の会議である「松江市総合支援協議会」において、毎年成果目標等に関する実績に基づく分析・評価（中間評価）に関しての意見を聴き、必要があると認めるときは、計画の変更等を行います。

■図表 51 PDCA サイクル



松江市障がい者総合支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3に基づき、松江市における障がい者施策の総合的且つ計画的な推進をはかり、中立・公平で継続性のある相談支援体制の確立と、障がい者を取り巻く諸課題へ対応し、各種サービスの円滑な提供と障がい者等への支援の体制の整備を図るため松江市障がい者総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、関係機関等（法第89条の3第1項に規定する関係機関等をいう。以下同じ）が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等の課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第88条第1項に基づく松江市障害福祉計画の目標値の進捗管理・評価に関すること
- (2) 相談支援体制の協議・調整に関すること
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議・調整に関すること
- (4) その他特に検討すべき施策のあり方に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 当事者団体代表
- (3) 医療機関関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 福祉サービス関係者
- (6) 相談支援業務従事者
- (7) 地域団体代表
- (8) 就労支援・雇用関係者

3 市長は、必要に応じてオブザーバーを加えることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会等)

第7条 第2条に規定する事項について専門的に調査・研究する必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会には部会長1名、副部会長1名と部会員を置く。

3 部会長及び部会に属すべき委員は会長が指名する。

4 前項の指名された委員以外の部会員は部会長が指名する。

5 部会長は、協議会の委員が務める。

6 部会の会議は、部会長が召集する。

7 部会に属する委員及び部会員の任期は、当該調査・研究が終了するまでとし、第5条を準用する。

8 専門部会は、必要に応じてワーキング会議を置くことができ、その構成員は部会長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障がい者福祉課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が召集するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月23日から施行する。

松江市障がい者総合支援協議会委員名簿

(任期平成25年4月1日から平成27年3月31日まで)

名 前	分 野	所 属	役 職	備 考
関 龍 太 郎	学識経験者			会長
赤 江 美 穂	相談支援業務従事者		知的障がい者相談員	副会長
遠 藤 千佳子	相談支援業務従事者	相談支援事業所 ハローネット	相談支援専門員	こども部会長
武 田 信 子	当事者団体代表	松江市手をつなぐ育成会	副会長	こども部会委員
藤 原 映 久	学識経験者	島根県立大学短期大学部 松江キャンパス 保育学科	講師	こども部会委員
石 橋 俊 夫	相談支援業務従事者	(福) ふらつと 応援スタジオ ジョイ	管理者	任期：平成25年4月～平成26年10月 (任期中相談・サービス部会長)
松 本 道 博	教育関係者	島根県特別支援学校長	県立盲学校長	相談・サービス部会員
森 脇 英 人	相談支援業務従事者	地域活動支援センター・相談事業所ピ・フレンジング	所長	相談・サービス部会員 (平成26年11月から部会長)
内 田 紀 光	福祉サービス関係者	(居住系) さくらの家	施設長	くらし部会長
石 倉 東 政 子	当事者団体代表	松江地区精神障害者家族会連絡協議会	副会長	くらし部会委員
木 村 百合子	地域団体代表	松江市民生児童委員協議会連合会	理事(障がい者部会長)	くらし部会委員
福 井 幸 夫	当事者団体代表	松江市身障者福祉協会	会長	くらし部会委員
鳥 谷 雅	雇用関係者	公益財団法人 ふるさと島根定住財団	参事	働く部会長
青 山 貴 彦	就労支援関係者	松江障害者就業・生活支援センター ぶらす	所長	働く部会委員
周 藤 美由紀	医療機関関係者	医療法人 青葉会 松江青葉病院	精神保健福祉士	働く部会委員

15人

オブザーバー	松江公共職業安定所、島根県中央児童相談所 判定保護課、松江保健所 心の健康支援課
--------	--

事務局	障がい者福祉課、 家庭相談室、 発達教育相談支援センター（エスコ） 、 松江市社会福祉協議会
-----	--

協議会開催経過

回	開催日	内容
第1回	平成25年7月30日	- 協議会の体制及びスケジュール - 障がい者総合支援法の概要 - 障がい福祉計画に係る平成24年度の進捗状況 - 松江市子ども・子育て支援協議会委員の選出 - 平成25年度松江市障がい者就労施設等優先調達方針の策定
第2回	平成25年11月22日	- 各専門部会検討内容 - 障がい福祉計画に係る平成25年度上半期の実績等 - 障がい者サポート企業に対する市長感謝状贈呈
第3回	平成26年3月17日	- 専門部会の報告及び意見交換 - 各機関からの情報提供
第4回	平成26年6月6日	- 平成25年度障がい福祉サービス及び主要事業の実績等 - 関係機関からの実績報告 - 専門部会の報告及び意見交換 - 第4期障がい福祉計画の作成
第5回	平成26年9月3日	- 福祉医療費助成制度の対象者拡大 - 専門部会の報告及び意見交換 - 第4期障がい福祉計画の作成 - 第3期障がい福祉計画の評価・課題 - 第4期障がい福祉計画の骨子
第6回	平成26年12月15日	- 障がい者虐待防止センターの報告 - 障がい者就労支援フォーラムin 松江、障がい者サポート企業に対する市長感謝状贈呈 - 専門部会の報告及び意見交換 - 専門部会重点課題の進捗状況 - 第4期障がい福祉計画（案）
	平成27年1月19日～ 平成27年1月31日	パブリックコメント実施
第7回	平成27年2月16日	- 専門部会の報告及び意見交換 - 第4期松江市障がい福祉計画（案） - パブリックコメント結果等 - 計画（案） - 今後の予定

発行日 平成 27 年 3 月

発行者 松江市健康福祉部障がい者福祉課
島根県松江市末次町 86 番地
電話 0852-55-5304